

南大谷町内会規約及び細則

南大谷町内会規約

第1章 各称及び組織

第1条 本会は、「南大谷町内会」と称する。

第2条 本会は、南大谷町内に居住する世帯代表者及び事業所を有する者をもって組織する。

第3条 本会は、事務所を会長宅に置く。

第2章 会 員

第4条 本会は、南大谷町内に居住する者をもって会員とする。

第5条 会員が本町内より転出した時は、本会より退会したものとす。

第3章 目的及び事業

第6条 本会は、会員の福利の増進、会員相互の親睦を図り、町内発展及び安心して暮らせる住み良い町づくりを進めることを目的とする。

第7条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦及び文化の向上発展に関する事業。
2. 会員の福利増進に関する事業。
3. 町内の発展、住み良い町づくりに関する事業。
4. 防犯・防災など安全に関する事業。
5. その他、目的達成に必要な事業。

第4章 機構及び役員

第8条 本会は、下記の機構をもって構成する。

1. 本町内を12区に区分し、各区より区委員を1名選出する。
2. 各区に班を置き、各班は班長を1名選出する。ただし、必要に応じ複数名とすることを妨げない。
3. 区委員及び班長の選出方法は、それぞれの区及び班に一任する。

第9条 本会は、次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	数 名
総務担当役員	若干名
経理担当役員	若干名
広報担当役員	若干名

資源担当役員	若干名
防災安全担当役員	若干名
さくら会館担当役員	若干名
その他事業担当役員	若干名
会計監査	2名

第10条 本会に顧問、相談役、参与を置くことができる。

第11条 役員選出は以下の通りとする。

1. 会長及び副会長は、総会で選出する。
2. 区委員は、役員を兼任する。
3. 区委員以外の顧問、相談役、参与は総会で選出する。
4. 会計監査は、総会で選出する。

第12条 役員の任務は、次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、役員会の議長となる。
2. 副会長は、会長を補佐する。会長に事故ある時はその任を代行する。
3. 総務担当は、会議の運営・議事録の作成・文書の配布、その他庶務に当たる。
4. 経理担当は、現金の出納事務をとり、帳簿・決済書等の作成と管理に当たる。
5. 広報担当は、会員の掌握、町内会だよりの作成、ホームページの更新・管理、その他広報活動を推進する。
6. 資源担当は、資源回収の促進、資源集積所・看板の整備・維持管理等に当たる。
7. 防災・安全担当は、防災訓練、防犯や交通安全等の活動を推進する。
8. さくら会館担当は、会館の運営委員として会館の円滑な管理・運営に当たる。
9. その他事業担当は、上記担当役員の協力のもと次の活動を推進する。
 - ・青少年健全育成委員・健康づくり推進員の活動
 - ・各種町内会行事、高齢者・災害時要援護者支援などの福祉活動、健康・生きがいづくり活動、会員相互の親睦を深める活動など
10. 会計監査は、本会の経理（会計）を監査する。また、さくら会館の会計監査を兼務する。

第13条 区委員は、班長と協力し、区の運営に当たる。

第14条 班長は、区委員と協力し、会費の徴収、文書の配布等の任に当たる。

第15条 役員の任期は、次の通りとする。

1. 会長は、任期2年とし再選は妨げない、但し、3期6年を限度とする。
2. 会長以外の役員(区委員)、会計監査、班長は任期1年とする。
3. 改選は、4月開催の定期総会で行う。但し、再選を妨げない。

第5章 会 議

第16条 定期総会は、本会の最高決議機関として、役員会の決定に基づき、会長がこれを招集する。

1. 総会は、会員の過半数をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。
2. 臨時総会は、会員の3分の1以上が必要と認められた時、会長がこれを招集する。

第17条 本会は、以下の会議を開催する。

1. 役員会

- ① 会長は毎月定期役員会を開催し、必要に応じて臨時役員会を招集する。
- ② 役員会は、次の事項を協議し執行する。

イ、総会より付託された事項

ロ、役員会の報告及び提案協議事項

ハ、年間の事業計画及び予算案の作成

ニ、年間及び毎月の収支報告

ホ、その他必要事項

2. 班長会

- ① 会長は、年2回は必ず班長会を開催し、また、役員会が必要と認められた時は別途招集する。
- ② 班長会は、班の現状について班長と役員との意見交換を行い、問題点について協議し処理する。

第6章 会計・会計年度

第18条 本会の経費は、会費、寄付金及び交付金、その他をもって充てる。

第19条 本会の会員は、会費を納入する義務を有し、会費は毎年度初頭開催の役員会において決定したる金額とする。なお、納入された会費は返金しない。但し特別な事由ある会員は、役員会の協議により減免することができる。

第20条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の改廃と細則の制定

第21条 本規約の改廃は、総会において出席者の過半数の賛成をもって議決する。

第22条 本規約の施行に当たり、役員会の協議によって細則を定めることができる。

附則

この規約は、1959年1月10日より適用する。

1972年5月一部改正	1978年4月一部改正	1980年6月一部改正
1983年2月一部改正	1983年3月一部改正	1985年4月一部改正
1992年4月一部改正	1996年5月一部改正	1998年8月一部改正
1999年4月一部改正	2000年4月一部改正	2002年4月一部改正
2007年4月一部改正	2012年4月一部改正	2018年4月一部改正
2021年4月一部改正	2025年4月一部改正	

南大谷町内会規約の細則

この細則は、2007年度定期総会にて承認された「南大谷町内会規約一部改正」において、規約第22条に基づき「南大谷町内会覚書」（2001年3月末日から継続）の名称を改めると共に、規約の補足並びに運用上の基準を見直したものである。

1. 町内会規約の補足

- (1) **第6条補足** 町内会は、特定の政党活動や宗教活動、一部の利益を図る経済活動を行ってはならない。
- (2) **第8条補足** 区委員・班長の選出に当たっては、高齢者や不都合な方に十分な配慮をする。
- (3) **第9条補足** 会長就任者がいない場合は、副会長を複数名選出し、互選により1名が会長代行を務めるものとする。会長代行の任期は1年とする。
- (4) **第10条補足** 顧問・相談役・参与は、在任中の知識や経験を町内会運営に役立てるものとする。役員会には、必要に応じて出席する。
 - ①顧問は、会長退任者が就任することができる。定期総会で新任顧問が選ばれた場合、その任にあった顧問は退任するものとする。
 - ②相談役は、副会長退任者が就任するものとし、任期は2年とする。
 - ③参与は、役員退任者から選任するものとし、任期は1年とする。

- (5) **第 11 条補足** 次期会長を選任するにあたり、役員及び顧問、相談役、参与を構成員とする「次期会長推薦委員会」を組織することができる。
- (6) **第 13 条補足** ① 区委員は、役員会の承認を得た上で、班長を構成員とする区会議を持ち、区内の活動を行うことができる
- ② 区委員は、役員会活動やさくら会館運営、各種募金、寄付、災害時費用の積立の充実・強化を考慮し、班長と協力して未加入者の町内会加入促進に努める。
- (7) **第 16 条補足** 「総会は会員の過半数をもって成立」とあるが、過半数とは、出席者及び委任状（議決権を議長に一任）の合計数により判定する。
- (8) **第 19 条補足** ① 「会費は毎年度初頭開催の役員会において決定したる金額」とあるが、その細則は、[2. 会員・会費]に定める。
- ② 特別な事由により会費徴収が出来ない会員の取扱いは別途定める。
- (9) **会員の読み替え**：規約にある“会員”は“会員及び準会員”と読み替える。

2. 会員・会費

- (1) その年度初頭開催の役員会で決定した会費の納入者を会員とし、会員名簿に登録する。納入者名は、規約第 2 条により世帯の代表者名でよいものとする。
- (2) 会費は 2,000 円（2020 年度現在）とし、退会時に返金しない。
- (3) 年度途中で入会の場合、4 月～7 月：2,000 円（全額）、8 月～11 月：1,000 円、12 月～3 月：500 円とする。

3. 準会員の登録

高齢等により回覧板の回付等が困難と認められる会員は“準会員”として登録する。
(2025 年 4 月より)

4. 葬儀・弔慰金

- (1) 弔慰金は、「南大谷町内会」の名前で、次の基準によりお供えする。
- 名簿登録者（世帯代表者）及びその配偶者の場合：5,000 円
 - 名簿登録者（世帯代表者）の同居家族の場合：3,000 円
 - 会葬参列者は礼状を領収書代わりとし、区委員に立替請求する。区委員は役員会等で会計担当者から立替金を受領する。
- (2) 葬儀は原則として区委員または班長が参列する。状況によって、会長または副会長が参列することもある。なお、遺族から寄付金を受けて供花を行う事はしない。

5. 見舞金

- (1) 火 災 全焼の場合：10,000円 半焼の場合：5,000円
- (2) 風水害等 特に定めは無し。

6. 寄付金等（支出は役員会の承認を要す）

- (1) 消防団後援会費 200円×会員数（4月1日現在）とする。
（収支報告書を提出要請）
- (2) さくら会館助成金 100円×会員数（4月1日現在）とする。
- (3) 南大谷睦会（老人会） 130,000円
- (4) 桜実会 3,000円
- (5) 南大谷子どもクラブ（MOこもこ） 5,000円
- (6) フラッグアート協賛金 24,000円
- (7) 町田市町内会・自治会連合会 8,000円

7. 募金（支出は役員会の承認を要す。支出月は予定である。）

- (1) 5月：日本赤十字社 40,000円
- (2) 7月：町田市社会福祉協議会 50,000円
- (3) 9月：赤い羽根共同募金 40,000円
- (4) 12月：歳末助け合い募金 45,000円

8. 災害義援金（支出は役員会の承認を要す）

不慮の災害に対する義援金として、「特定大規模災害」に10万円、「激甚災害（本激）」に5万円を拠出する。（2018年度より）

9. 通信費

- (1) 会 長： 15,000円 (2) 副会長： 10,000円
 - (3) 顧問・相談役・参与・役員：5,000円 (4) 班 長： 1,000円
- 〈注〉会長・副会長・区委員・班長の役職兼務は、最高額1役分とする。

10. 個人情報保護

会員から取得する個人情報の保護につき、「個人情報取扱規程」を定め適正に運用する。(2022年6月より)

11. その他

- (1) 金銭の授受は、請求書及び領収書による。
- (2) 細則の改訂・補足は、役員会の過半数の議決による。
- (3) 規約の改正に及ぶような重要な細則は、総会の承認を要する。
- (4) 会の収支および資産を明かにするため、年度ごとの会計および資産に関する帳簿を整備し、年度の終了後5年間は会員の閲覧が可能なように保管する。

以上